

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（333））
2. 日時：令和2年6月11日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、宇田川主任安全審査官、
千明主任安全審査官※、服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、
小野安全審査専門職※、日南川技術参与※

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他17名 ※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、6月4日及び6月9日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【4条：上位クラス施設への下位クラス施設の波及的影響】

- 津波対策に係る上位クラス施設を「津波Sクラス施設」と定義することが適切か検討し説明すること。
- 取水槽及びタービン建物内の上位クラス施設の配置図について、復水器エリア防水壁及び水密扉の位置が明確となるように説明すること。
- 防波堤及び護岸の基礎捨石及び捨石について、取水口へ到達しても通水性能に影響を及ぼさないと評価した根拠を説明すること。

【5条：浸水防護重点化範囲の設定】

- 復水器エリア防水壁について、設置位置ごとの壁高が明確となるように説明すること。
- 第9条「溢水による損傷の防止等」にて算出したタービン建物（復水器を設置するエリア）の溢水水位（EL4.8m）について、算出根拠が明

確となるように説明すること。

- 廃棄物処理建物の地下1階（EL8.8m）について、上位クラスの電路の貫通部が存在するか確認し、浸水防護重点化範囲の設定の要否を説明すること。
- 建物地下外壁からの地下水の浸水評価について、壁体が弾性範囲を超える場合はひび割れ幅に応じて適切に浸水量評価を行う方針が明確となるように説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし